

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年 9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市中京区西ノ京染原町1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 島津製作所 代表取締役 中本 晃 電話 075-823-1111					
主たる業種	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業						
	細分類番号	2	7				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する生産支援本部企画部および地球環境管理室が温暖化対策を推進する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,887.2 トン	14,730.6 トン	14,581.4 トン	14,424.1 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,887.2 トン	14,730.6 トン	14,581.4 トン	14,424.1 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠	平成29年度には大規模な建物の省エネ改修工事を3棟実施する。また平成25年度には本社社屋を新設し、重油ボイラーを廃止する。それらの施策により、3年間で5%以上のCO2排出量を削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (連結売上高:億円)	5.89	5.83	5.77	5.72	-2.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	エネルギーの使用の合理化に関する法律で努力目標として定められている年平均1%以上の原単位を達成する。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	80.0 パーセント	84.0 パーセント	104.0 パーセント	116.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	三条工場、基礎技術研究所(けいはんな)の建物の省エネ改修(断熱化、照明・空調設備の更新)工事を4棟実施する。					
	(24)年度	老朽化した空調機器の更新や照明器具の更新を積極的に実施する。					
	(25)年度	本社棟の新設に伴い、重油ボイラーを廃止する。また、新設する建物も省エネに配慮した建物とする。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	これまで通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由(病氣、託児所への送迎など)がある者にのみ優先順位の高低を鑑み許可を与える、許可制を取っている。					
	上記の措置を採用する理由	ほとんどの社員は公共交通機関等を使用し通勤している。その上で、自動車等の通勤については、従業員の個々の事由に対して配慮する必要があると考えるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に推進している。						
特記事項	産業用機器の工作機を平成20年度に新規に50台導入し、平成22年度に本格稼働した。そのため基準年を平成22年度としている。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。